

令和7年2月25日  
文教委員会資料  
学 務 課

第34号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

東京都の「職員の給与に関する条例」の改正に伴い、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正された。それにあわせて本区条例における補償内容等の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 補償基礎額の改定（第3条別表関係）

(改定例) 経験年数5年未満の場合

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ・学校医および学校歯科医 | 7,494円 → 8,529円 |
| ・学校薬剤師       | 6,459円 → 7,164円 |

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第19号							○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第19号						
第1条から第29条（現行のとおり）							第1条から第29条（略）						
別表 補償基礎額表（第3条関係）							別表 補償基礎額表（第3条関係）						
医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医および学校歯科医の補償基礎額	8,529円	9,909円	12,351円	13,575円	15,837円	16,866円	学校医および学校歯科医の補償基礎額	7,494円	9,090円	11,703円	13,152円	15,573円	16,602円
学校薬剤師の補償基礎額	7,164円	7,932円	9,438円	10,701円	11,610円	11,970円	学校薬剤師の補償基礎額	6,459円	7,422円	9,081円	10,539円	11,505円	11,865円
<u>（施行期日）</u>													
1. この条例は、公布の日から施行する。													
<u>（経過措置）</u>													
2. 改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補													

改正後	改正前
<p>償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。</p>	